

【56 釈 文】南甘楽郡保美濃山村ほか町村合併諮問に付奉答

(明治二十一年：一八八八)

町村合併御諮問二付奉答

南甘楽郡

保美濃山村

譲原村

阪坂原村

本年県令四拾六号ヲ以、町村分合御達ニ基キ、各村

人民総代人ヨリ、前書三ヶ村ヲ合併シ、更ニ村名ヲ美

原ハラ村ト改称致度旨、請願仕候義、至極適當

ニシテ、将来不動区域ト奉存候間、別紙請願之義、

御採用相成度、此段奉答候也

南甘楽郡保美濃山村外二ヶ村

明治廿一年十月一日

戸長 新井 平蔵 印

(南甘楽郡長 横山三郎殿)

【56 読み下し文】

町村合併御諮問(しもん)に付奉答(ほうとう)

南甘楽郡

保美濃山村

譲原村

阪坂原村

本年県令四拾六号を以(もつ)て、町村分合御達しに基き、各村

人民総代人より、前書三ヶ村を合併し、更に村名を美

原ハラ村と改称致し度(たき)旨、請願仕(つかまつ)り候義、至極適當

にして、将来不動区域と存じ奉り候間、別紙請願の義、

御採用相成り度、此の段奉答候也

南甘楽郡保美濃山村外二ヶ村

明治廿一年十月一日

戸長 新井 平蔵 印

(南甘楽郡長 横山三郎殿)